

親権の行使と制限

基本的なこと

- 1 子は**意思と権利を持った人間**であり、①親の愛玩動物でなく、②夫婦の財産分離の人質ではないし、③国家への貢物でもない。
- 2 親は、互いに産む合意を持ち、子どもを育て、教育する権利と義務を負う。
- 3 親権は、**子どもの利益**にあり、懲戒や同意の**権利の濫用**は許されない。
- 4 親権を行使する能力を欠く親は、裁判所により「親権の喪失」宣告を受ける。

子

- ・子の権利は**出生**に始まる(民3)
- ・子は**財産権、身分権、人格権**を持つ
- ・**未成年者**は、意思表示、行為能力、判断力が成人より劣るとみなされるため親の「**保護**」を要する
- ・そのため、次のような**制限**を受ける
 - ① **責任能力**がないので自ら財産移転ができない
 - ② 教育を受ける権利と義務がある
 - ③ 取引、営業、結婚には親の許可や同意が必要

親

- ・夫婦は、子を産む産まないの**合意**ができる
- ・子を産む産まないは**親の判断**である
- ・子は**実子に限らず認知のほか養子**も含む
- ・夫婦の**離婚に伴う付随事項**に子の監護義務(766)
- ・子を保護するため親は次の**権利と義務**を負う
 - ① 監護・教育義務 (820)
 - ② 居所の指定(821)、必要な範囲の懲戒 (822)
 - ③ 営業許可(823)、結婚同意 (737)
 - ④ 財産の管理 (824—830)

親権の停止

- ・夫婦間の暴力行為は許されない ※DV法
- ・教育や懲戒を理由とする**親権濫用**は許されない
- ・**父母の著しい不行跡**は上記とともに「**親権の喪失宣告**」を受ける (834)
- ・父母が**子の財産を危うくした**ときは「**管理権の喪失の宣告**」を受ける (835)